

# 看 護

## 1 科目構成

改 訂 (13科目)	現 行 (6科目)	備 考
基礎看護	基礎看護	再構成
人体と看護	看護基礎医学	
疾病と看護		
生活と看護		
成人看護	成人・老人看護	再構成
老年看護		
精神看護		
在宅看護		
母性看護	母子看護	再構成
小児看護		
看護の統合と実践		
看護臨床実習		
看護情報活用		
	看護臨床実習	新設 名称変更
	看護情報処理	名称変更

今回の改訂では、現行の「看護基礎医学」が「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の3科目に整理分類され、教育内容の充実が図られた。また、「成人・老人看護」が「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」の4科目に整理分類され、高齢化の進展等に伴う対象の様々な状態や状況への適切な対応ができるよう配慮された。「母子看護」が「母性看護」、「小児看護」の2科目に整理分類され、各専門領域の教育内容の充実が図られた。「看護臨床実習」は、臨床での看護に限らず、様々な看護実践の場で実習することで内容の充実を図るため、また、「看護情報処理」は、情報及び情報手段の活用能力の育成について内容の充実を図るため、それぞれ「看護臨床実習」及び「看護情報活用」と変更されている。

表 科目と内容

科 目 名	科 目 名	科 目 名
第1 基礎看護 (1) 看護の意義と役割 (2) 日常生活と看護 (3) 診療と看護 (4) 看護活動の展開	第6 老年看護 (1) 老年期の生活と健康 (2) 高齢者の保健医療福祉の動向 (3) 高齢者の日常生活の障害と看護 (4) 高齢者の代表的な障害と看護	第10 小児看護 (1) 小児の健康と看護 (2) 小児の成長・発達と看護 (3) 健康問題のある小児と看護
第2 人体と看護 (1) 人体の構造と機能 (2) 栄養 (3) 感染と免疫	第7 精神看護 (1) 精神の健康と看護 (2) 精神医療の歴史と精神保健福祉 (3) 精神疾患と看護	第11 看護の統合と実践 (1) 看護活動と組織 (2) 医療安全 (3) 災害看護 (4) 統合実践
第3 疾病と看護 (1) 疾病の成り立ちと回復の過程 (2) 薬物と薬理	第8 在宅看護 (1) 在宅看護の意義と役割 (2) 在宅療養者と家族への支援	第12 看護臨床実習 (1) 基礎看護臨床実習 (2) 領域別看護臨床実習 (3) 統合実践看護臨床実習
第4 生活と看護 (1) 精神保健 (2) 生活と健康 (3) 社会保障制度と福祉	第9 母性看護 (1) 母性の健康と看護 (2) 母性の看護 (3) 新生児の看護	第13 看護情報活用 (1) 情報機器と情報の活用 (2) 情報モラルとセキュリティ (3) 看護と情報機器の活用
第5 成人看護 (1) 成人の生活・健康の特徴と看護 (2) 機能障害と看護		

## 2 改訂の基本方針

中央教育審議会答申に示された職業に関する教科・科目の改善のうち、看護に関する改訂の趣旨は次のとおりである。

医療の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応し、フィジカルアセスメント等に関する専門性の高い看護判断能力、安全管理技術や医療機器等に関する安全で確実な看護技術を有し、看護倫理・コミュニケーション能力・人権を尊重する態度などの豊かな人間性を身に付けた人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しを図り、次のような改善を行った。

- (ア) 教科の目標については、現行どおりとする。
- (イ) 科目構成については、現行の6科目を13科目とする。
- (ウ) 新設する科目については、「看護の統合と実践」の1科目とする。
- (エ) 一部科目を再構成する。(前頁「1 科目構成」参照)

## 3 改訂の内容

### (1) 目標

看護科の目標は、次のとおり示されている。

看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

### (2) 各科目

ここでは、看護における基礎的な科目である「基礎看護」、「人体と看護」、「疾病と看護」及び「生活と看護」と新設科目である「看護の統合と実践」について取り上げる。

#### <基礎看護>

##### ア 目標

看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割を理解させ、日常生活の援助及び診療における看護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、看護を適切に行う能力と態度を育てる(現行と同じ)。

##### イ 内容の構成と取扱い

\*:アンダーラインは新設または改訂

	改 訂	現 行
(1) 看護の意義と役割	ア 看護の対象の理解 イ 看護の意義 ウ 看護活動の分野 エ 看護職とその倫理	ア 看護の対象の理解 イ 看護の意義 ウ 看護活動の分野 エ 看護職とその倫理
(2) 日常生活と看護	ア 日常生活の理解 イ 食生活の援助 ウ 排泄の援助 エ 活動・運動の援助 オ 睡眠と休息の援助 カ 身体の清潔の援助 キ 衣生活の援助 ク 学習、生産的な活動、レクリエーションの援助 ケ 病床環境の調整 コ 安全と医療事故	ア 日常生活の理解 イ 食事 ウ 排泄 エ 姿勢・体位と運動 オ 睡眠と休息 カ 身体の清潔 キ 衣生活 ク 学習、生産的な活動、レクリエーション ケ 病床環境の調整
(3) 診療と看護	ア <u>フィジカルアセスメント</u> イ 診察・検査と看護 ウ 与薬 エ 薬法・保温 オ 褥瘡の予防と手当て カ 無菌法と院内感染の予防 キ 救急処置 ク <u>災害看護</u>	ア 体温、脈拍、呼吸、血圧の観察 イ 診察・検査と看護 ウ 与薬 エ 包帯法 オ 薬法 カ 褥瘡の予防と手当て キ 無菌法と院内感染の予防 ク 救急処置
(4) 看護活動の展開	ア 患者との人間関係 イ 疾病・障害の状態と看護 ウ 看護の展開 エ 看護活動の場における組織	ア 疾病・障害の状態と看護 イ 患者との人間関係 ウ 看護の過程 エ 看護活動の場における組織

- (ア) 内容の構成及び取扱いに当たっては、望ましい看護観や職業観及び看護職としての倫理観を育成するよう指導すること。
- (イ) 内容の(2)、(3)は、講義と実習の一体的な指導により知識と技術の統合を図ること。
- (ウ) 内容の範囲や程度について、内容の(1)は、人間理解を基盤とする看護の基本的な概念及び保健・医療・福祉における看護の役割及び看護職としての使命と責任について扱うこと。
- (エ) 内容の範囲や程度について、内容の(4)は、患者との適切な人間関係を形成するためのコミュニケーションの重要性とコミュニケーションの方法を扱うこと。

## <人体と看護>

### ア 目標

看護を実践するために必要な人体に関する知識を習得させ、人体と生活及び環境との関係について理解させる。

### イ 内容の構成と取扱い

\*:アンダーラインは新設または改訂

改 訂	
(1) 人体の構造と機能	ア 人体とその構成 イ 器官系の構成と働き ウ 生体の恒常性とその維持 エ 人体の機能と生活行動
(2) 栄養	ア 栄養素と食品 イ 栄養と生命維持 ウ ライフステージと栄養 エ 病態と栄養
(3) 感染と免疫	ア 病原微生物の種類と特徴 イ <u>感染と人体の防御機構</u> ウ 滅菌と消毒 エ 病原微生物の検査

- (ア) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、科目「疾病と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるよう工夫し指導すること。
- (イ) 内容の(1)は、各器官系を構成する器官の構造と機能について、基本的な生活行動と関連させて扱うこと。
- (ウ) 内容の(2)は、生命維持のための栄養と生理、食習慣と健康及び食事療法の基礎的な内容を扱うこと。
- (エ) 内容の(3)は、主な病原微生物の種類と特徴及び免疫の仕組みの基礎的な内容を扱うこととし、イの感染と人体の防衛機構では液性免疫と細胞性免疫、アレルギーとアナフィラキシーなどの人体の防衛機構については、具体的な事例を取り上げて理解させることとする。

## <疾病と看護>

### ア 目標

看護を実践するために必要な疾病、治療及び薬物に関する知識を習得させ、これらと疾病からの回復を促進させるための看護との関連について理解させる。

イ 内容の構成と取扱い

\*:アンダーラインは新設または改訂

改 訂	
(1) 疾病の成り立ちと回復の過程	ア 疾病の成り立ち イ 回復の過程 ウ 疾病と検査 エ 系統別疾患
(2) 薬物と薬理	ア <u>薬物の作用</u> イ <u>薬物と生体の反応</u> ウ <u>薬物の管理</u> エ <u>薬物治療</u>

(ア) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、科目「人体と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫し指導すること。

(イ) 内容の「(1)疾病の成り立ちと回復の過程」の「エ 系統別疾患」、「(2)薬物と薬理」の「エ 薬物治療」は、専攻科において扱い、高等学校では扱わないことができる。

(ウ) 内容の(2)は、薬理に関する基礎的な内容を扱うとともに、基本的な薬物について臨床での活用と関連させて扱うこと。

<生活と看護>

ア 目標

看護を実践するために必要な精神保健、生活者の健康及び社会保障制度に関する知識を習得させ、社会生活における医療と保健及び福祉との関係について理解させる。

イ 内容の構成と取扱い

\*:アンダーラインは新設または改訂

改 訂	
(1) 精神保健	ア 心の働きと発達 イ 心の健康 ウ <u>ストレスとその対処</u> エ 精神保健活動
(2) 生活と健康	ア 生活環境と健康 イ 人々の生活と健康 ウ <u>ヘルスプロモーションと公衆衛生</u>
(3) 社会保障制度と福祉	ア 社会保障と社会福祉 イ 保健医療福祉制度 ウ 保健医療福祉関係法規

(ア) 内容の構成及び取扱いに当たっては、科目「人体と看護」、「疾病と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫し指導すること。

(イ) 内容の(2)のウ(ヘルスプロモーションと公衆衛生)については、専攻科で取扱い、高等学校では扱わないこともできること。

(ウ) 内容の(1)は、心の働きとその発達の過程及び心の健康の概念について理解させ、心の健康状態、ストレス状態をアセスメントするための基盤となるよう、性の発達と心の健康との関連も取り扱うこと。

(エ) 内容の(2)は、人間を取り巻く環境要因と健康とのかかわりを取り上げ、生活環境を適性に保持することの重要性を理解するよう、生活環境や生活行動と健康との関連及びヘルスプロモーションや公衆衛生の基本的な内容を扱うこと。

(オ) 内容の(3)は、社会保障及び社会福祉の理念と基本的な制度を扱うこと。(3)のウについては、看護及び看護活動と関連の深い保健医療福祉等に関する法規の概要を

扱うこと。また、我が国の社会保障及び社会福祉制度の概要及び保健と医療及び福祉の連携の重要性を理解させ、社会資源を有効に活用して援助できるようにすること。

### <看護の統合と実践>

#### ア 目標

看護に関する各科目において習得した内容を臨床で活用できるよう、知識と技術の統合を図るとともに、看護の専門職として必要な能力と態度を育てる。

#### イ 内容の構成と取扱い

		新 設	
(1) 看護活動 と組織	ア	保健医療福祉に携わる人々	イ 関係職種との連携
	ウ	医療施設における看護組織	エ 国際協力
(2) 医療安全	ア	医療事故発生のメカニズム	イ 医療事故防止の考え方
	ウ	医療安全への取組み	エ 医療従事者の法的責任
(3) 災害看護	ア	災害看護の意義	イ 災害各期の対応と看護 ウ 災害看護における心のケア
(4) 統合実践	ア	看護計画の立案と評価	イ 実践への展開

(ア) 内容の構成及び取扱いに当たっては、看護技術に裏付けされた臨床実践能力を高めるため、他職種との連携や安全に対する基本的姿勢、災害時などの多様な対象者への援助を理解するため、臨床実践に近い状況を想定した実習を取り入れること。

(イ) 内容の(1)は、チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップについて、また、看護のマネジメントと国際社会における諸外国との協力の重要性について扱うこと。

(ウ) 内容の(2)は、医療の安全確保に必要な基礎的な知識を扱い、具体的な事例を通して、安全確保に関する看護師の役割、責任及び倫理について扱うこと。

(エ) 内容の(3)は、災害直後から支援できる看護の基礎的な知識や心的外傷後ストレス障害などの心のケアについて扱うこと。

(オ) 内容の(4)は、看護援助を必要とする患者の設定を臨床に即して行い、その看護過程の展開と実践を行うこと。

## 4 質疑応答

問1 現行の看護基礎医学から細分化された「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」と「看護の統合と実践」はどのような位置づけの科目か。

看護基礎医学から3つの科目に細分化された「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則上の専門基礎分野に記されている専門の学習をする全ての基盤となっている科目である。また、「看護の統合と実践」はこれまで学んできた基礎看護等の看護学を統合した科目である。

問2 科目が細かく分かれたことのメリットはなにか。

看護に関する学科は、それぞれの学科の特色に応じた教育課程を編成・実施する必要がある。専門分野の基礎となる科目やそれぞれの専門領域の教育内容を充実するために整理分類してあるため、メリットとしては、教育課程の編成において5年間のトータルの中で特色ある工夫した編成ができることである。

問3 基礎看護の内容(3)のフィジカルアセスメントで習得が求められる知識はどの程度か。

ここでは、フィジカルアセスメントが看護のすべての基盤となる重要性をしっかりと確認させる程度である。基礎看護におけるフィジカルアセスメントの取扱いにおいては、個々の事例を取り上げるのではなく、それを扱う科目は成人看護でよい。

問4 看護臨地実習では、学校内の事前準備等の指導時間を授業時数に含めることができるか。

学校内における事前準備等の指導時間を看護臨地実習の授業時数に含めることはできない。なお、ケースレポートの発表会等を学校内で行う場合は授業時数に含めることができる。

問5 改訂された科目を学校設定科目として先取りして実施することは可能か。

学校設定科目で行う場合、新設科目であれば可能となるが科目の構成や名称を変えた程度の科目については現行の科目で行えるため、科目名や内容が一部変わった程度ではできない。「看護の統合と実践」は新設科目であるため、学校設定科目として平成24年までの間先取りして実施することは可能で、それ以外は現行の科目を配置することとなる。ただし、新しい看護師養成カリキュラムが始まっているため、現行の各科目の中で新しい指導要領や看護師国家試験の出題基準の変更に伴い、内容に加えて指導することが望ましい。